

○経済産業省告示第七十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の六第六項及び第二十七条の十二の七第三項の規定に基づき、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準を次のように定め、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

令和三年七月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして  
経済産業大臣が定める基準

租税特別措置法施行令第五条の六の六第六項及び第二十七条の十二の七第三項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、当該生産工程効率化等設備（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）について記載された法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に記載された事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省

告示第六号) 第一項第二号ハ①のエネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上に関する目標が  
同号ハ①中「トランスポーター」とあるのを「トランスポーター」と読み替えた場合における同号ハ①(1)に該当する  
ものであることとする。